

わが国における高校野球と日本高等学校野球連盟に関する研究
—日本高等学校野球連盟の「教育の一環としての高校野球」という方針の成果と限界
性に着目して—

スポーツ文化研究領域

5011A025-1 門多 元

研究指導教員：友添 秀則教授

【本研究の目的と背景】

近年高校野球において様々な問題が起きており、その中でも不祥事の処分を巡る問題や2007（平成19）年に起きた「特待生問題」への対応から、高野連が新聞社の商業主義から依然として抜け出せていないことがわかった。そこで本研究では、高野連の「教育の一貫としての高校野球」という方針が、わが国における高校野球を統治していく上でもたらした成果を明らかにするとともに、新聞社と共同で高校野球における大会を運営していく上で直面したその限界について明確にすることを目的とした。そして、今日の高校野球を巡る問題を解明するには、高野連の組織や方針の成立過程を明らかにすることが必要であると考え、その過程に含まれた問題点を分析・検討した。

【各章の概要】

<第一章>

第一章では、戦前の中等学校における野

球大会の発展が、戦後の学生野球団体の創設を巡る動きにどのような影響を与えたかを明らかにすることを目的とした。そして、全国的な大会を開催した大阪朝日新聞社と毎日新聞社以外にも、野球大会を営利目的で開催する新聞社などが多く現れたことにより大会が各地に乱立し、野球部が招待されるようになったことによって、野球部部員の学校生活に影響を与えていたことがわかった。だが、戦前の中等学校を含む学生野球は、野球部OBや学生野球の発展を望む人間の自治によって隆盛してきたものの、全国的な学生野球団体の創設には至らず、問題の自主的解決が行われることはなかった。そこで文部省が1932（昭和7）年に「野球統制令」を発令し、野球に付随する問題の浄化に努めていったことが明確になった。

<第二章>

第二章では、前章のような過程を経て戦前に成し得ることが出来なかった全国的な学生野球団体である高野連や野球協会が設立された経緯をCIEとの協議から明らかに

した。そして、高野連が掲げた方針をさらに高校野球に浸透させていくために、選抜大会における意義を見出しながら大会運営に携わっていたことが明らかになった。その際に、戦前の反省をもとに高校野球に付随する弊害の防止と浄化を目的としていたため、高野連を含む学生野球団体が不祥事を起こした選手やチームに対して厳格な処分を下していかなければならなかったこともわかった。さらに、学校側が自ら高野連の厳格な処分に過剰な対応を示し、野球部部員以外の不祥事が起きた場合に、野球部に大会の出場を辞退させる事例も目立つようになったことも明らかになった。

<第三章>

第三章では、「野球統制令」に代わる野球の社会的ルールを定めた憲章の変遷内容を明らかにすることにより、高野連を含む学生野球団体が示し続けた方針を明確にすることを目的とした。1965（昭和 40）年の憲章改訂によって野球部全体だけではなく指導者個人にも不祥事に対する処分が与えられるようになったが、依然として高校野球には野球部部員以外が起こした不祥事も野球部が出場停止を伴った処分を受ける、又は大会の出場を辞退する傾向が強く残っていた。だが、世論で連帯責任が非難されたこともあり、徐々に野球部部員による不祥事にのみ処分が下されるようになり、部員

以外の起こした不祥事による大会出場辞退の事例は見られなくなっていった。ここに「教育の一環としての高校野球」という方針を憲章の理念に基づいて忠実に実践しつつ、「球児が納得して楽しめる高校野球」を方針に取り入れていくことを目的としていた高野連の姿が明らかになったと言える。そして、2010（平成 22）年に憲章が改訂されたことにより、処分に対する不服申し立てが可能になると同時に、2012（平成 24）年から高野連における特待生制度も正式に実施されることになった。そのため、今後更に学生野球に変化が見られる可能性が出てきたことが明確になった。

<結章>

本研究では、高野連の掲げている「教育の一環としての高校野球」という方針が、高校野球に付随する問題を解決する事により自治を果たすという成果を挙げたことが明らかになった。しかし同時に、大会運営を共に行う新聞社の影響力に野球部が巻き込まれ、「特待生問題」などの問題から判明した高校野球の商業主義化に対し、高野連が歯止めをかけることが出来なかったことがわかった。また、不祥事に対する処分内容の妥当性を検討することにより、高野連の方針が内包していた上意下達とも言える教育方針が限界の一側面に直面していたことも明確になった。

